

公示第 3 4 7 号

令和 4 年 8 月 1 日

東 亜 道 路 健 康 保 険 組 合

理事長 竹内 良彦

組合規約の変更について

今般、別添のとおり組合規約を変更したので公示します。

規約変更書

東亜道路健康保険組合の規約の一部を次のとおり変更する。

第49条を次のよう改める

- 第49条 一般勘定のうち、予備費をあてることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 事務所費
 - (2) 保険給付費
 - (3) 納付金
 - (4) 保健事業費
 - (5) 還付金
 - (6) 財政調整事業拠出金
 - (7) 連合会費
 - (8) 雑支出
 - (9) 介護勘定繰入
- 2 介護勘定のうち、予備費をあてることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 介護納付金
 - (2) 一般勘定繰入

附則

この規約は、令和4年8月1日より施行する。

規約変更理由書

一般勘定の予備費の費途に介護勘定繰入、介護勘定の予備費の費途に介護納付金と一般勘定繰入を加えるため。

新旧条文対照表

新	旧
(予備費の費途) 第49条 一般勘定のうち、予備費をあてることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。 (1)～(8) 略 (9) 介護勘定繰入 2 介護勘定のうち、予備費をあてることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 介護納付金 (2) 一般勘定繰入 附則 この規約は次の日から施行する (令和4年8月1日)	(予備費の使途) 第49条 予備費をあてることのできる使途は、次の各号に掲げるものとする。 (1)～(8) 略